

京都市告示第 179 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 16 年 5 月 19 日

京都市長 榊本 頼兼

1 団体の名称 岡西自治会

2 規約に定める目的

会は、岡西自治会発展のため相互の親睦を図り、安心、清潔、快適な住み良い町づくりと社会福祉の増進を図ることを目的とし、次の活動を行う。

ア レクリエーション、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。

イ 体育振興に関する事。

ウ 保健衛生に関する事。

エ 青少年指導に関する事。

オ 交通安全、防犯、防火等に関する事。

カ 公害防止に関する事。

キ 慶弔に関する事。

ク 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。

ケ その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区 域

京都市伏見区（以下省略）日野岡西町 1 番地の 2、4 番地の 4、4 番地の 9～18、4 番地の 20、4 番地の 23～25、4 番地の 27～41、4 番地の 43～1

52, 4番地の154, 4番地の156, 日野西大道町35番地の6, 40番地の1, 及び日野野色町1番地, 1番地の1~13, 2番地の1~6, 3番地の1, 3番地の2, 4番地の2, 4番地の3, 5番地の1~14, 5番地の16~20, 5番地の22, 7番地の1~18, 9番地の1~16, 11番地の1~3, 13番地, 14番地, 15番地の1, 15番地の2, 16番地の1, 16番地の2, 17番地の1~3, 18番地, 19番地, 20番地の1, 20番地の2, 21番地の1~8, 22番地の1~3, 23番地の1~4, 24番地の1, 24番地の2, 25番地の1~3, 26番地, 27番地, 28番地の1~3, 29番地の1~4, 30番地の1~8, 30番地の10~31, 31番地の1, 31番地の2, 32番地の1, 32番地の3, 32番地の4, 33番地の2, 41番地の3, 42番地の2までの区域。

4 事務所

京都市伏見区日野岡西町4番地の13

5 代表者の氏名及び住所

西 正勝

京都市伏見区日野岡西町4番地の13

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成16年5月11日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)